

都市計画道路 大西大通り線に関する 近隣住民説明会

会 場：緑区合同庁舎

開催日：令和7年 7月11日（金）
7月13日（日）

相模原市 都市建設局 リニア拠点整備事務所
リニアまちづくり課

1

【説明内容】

- ただいまより、都市計画道路 大西大通り線の説明を開始いたします。

本日のプログラム（次第）

- 1 市長から地権者・住民の皆様へ
- 2 橋本駅南口のまちづくりについて
- 3 大西大通り線に係る経過について
- 4 移転先の確保に向けた支援策について
- 5 今後の予定について
- 6 戸別訪問等でいただいたご意見・ご心配事・
ご質問について

【質疑応答】

2

【説明内容】

- 本日の説明会は、ご覧の6つの項目でお話しさせていただきます。

01

市長から 地権者・住民の皆様へ

3

【説明内容】

- それでは、はじめに、「市長から地権者・住民の皆様へ」といたしまして、
市長からご説明申し上げます。

02

橋本駅南口の まちづくりについて

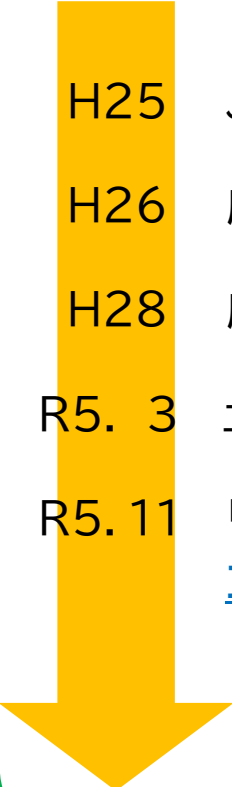
【説明内容】

○ 続きまして、担当課よりご説明いたします。

はじめに、橋本駅南口のまちづくりについてです。

2. 橋本駅南口のまちづくりについて

これまでのまちづくりの経過

- 
- H25 JR東海による、橋本駅南口へのリニア駅設置発表
 - H26 広域交流拠点都市推進戦略・広域交流拠点基本計画策定
 - H28 広域交流拠点整備計画策定
 - R5. 3 土地区画整理事業・街路事業の都市計画決定・変更
 - R5. 11 リニア駅周辺まちづくりガイドライン策定
- コンセプト
「リニアでつながる 一歩先の未来を叶えるまち橋本」

【説明内容】

- これまでのまちづくりの経過についてでございますが、平成25年に、JR東海により、神奈川県内のリニア駅が橋本駅南口に設置されることが発表されました。
- 平成26年に、市では「広域交流拠点都市推進戦略」、「広域交流拠点基本計画」を策定し、平成28年には、「広域交流拠点整備計画」を策定しました。
- 令和5年3月には、橋本駅南口の土地区画整理と、周辺の街路事業について、都市計画決定等を行い、11月には、「リニア駅周辺まちづくりガイドライン」を策定しました。
- このガイドラインでは、まちづくりのコンセプトを「リニアでつながる 一歩先の未来を叶えるまち橋本」として、土地利用のイメージ等をお示しました。

2. 橋本駅南口のまちづくりについて

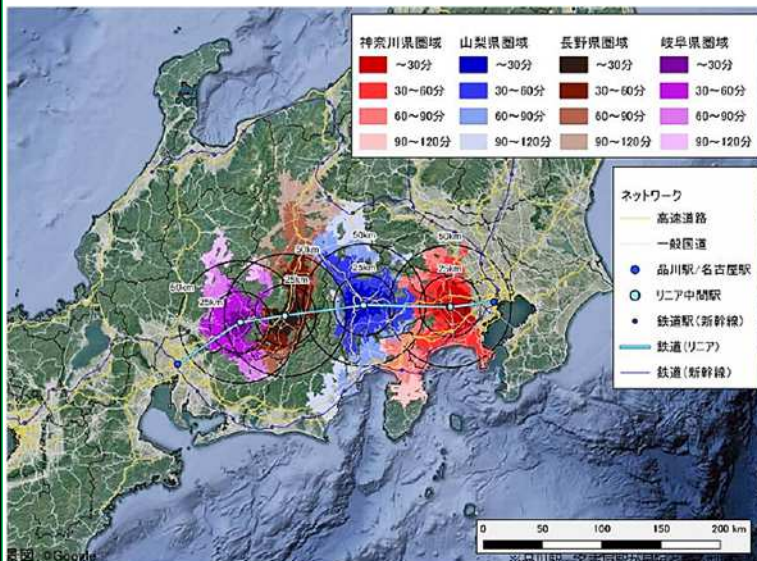


図 中間駅からの所要時間（圏域）

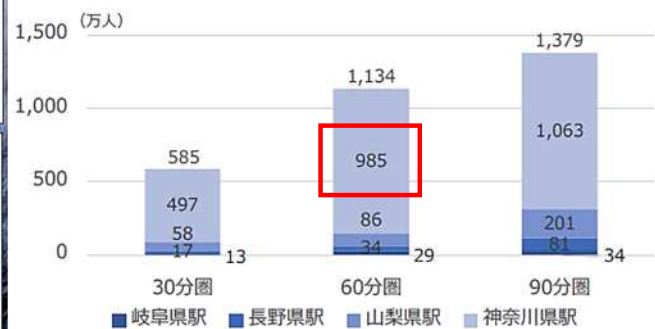


図 中間駅の時間圏域別の人口

※『リニア中央新幹線中間駅を核とする
「新たな広域中核地方圏」の形成(R5.7)』より抜粋

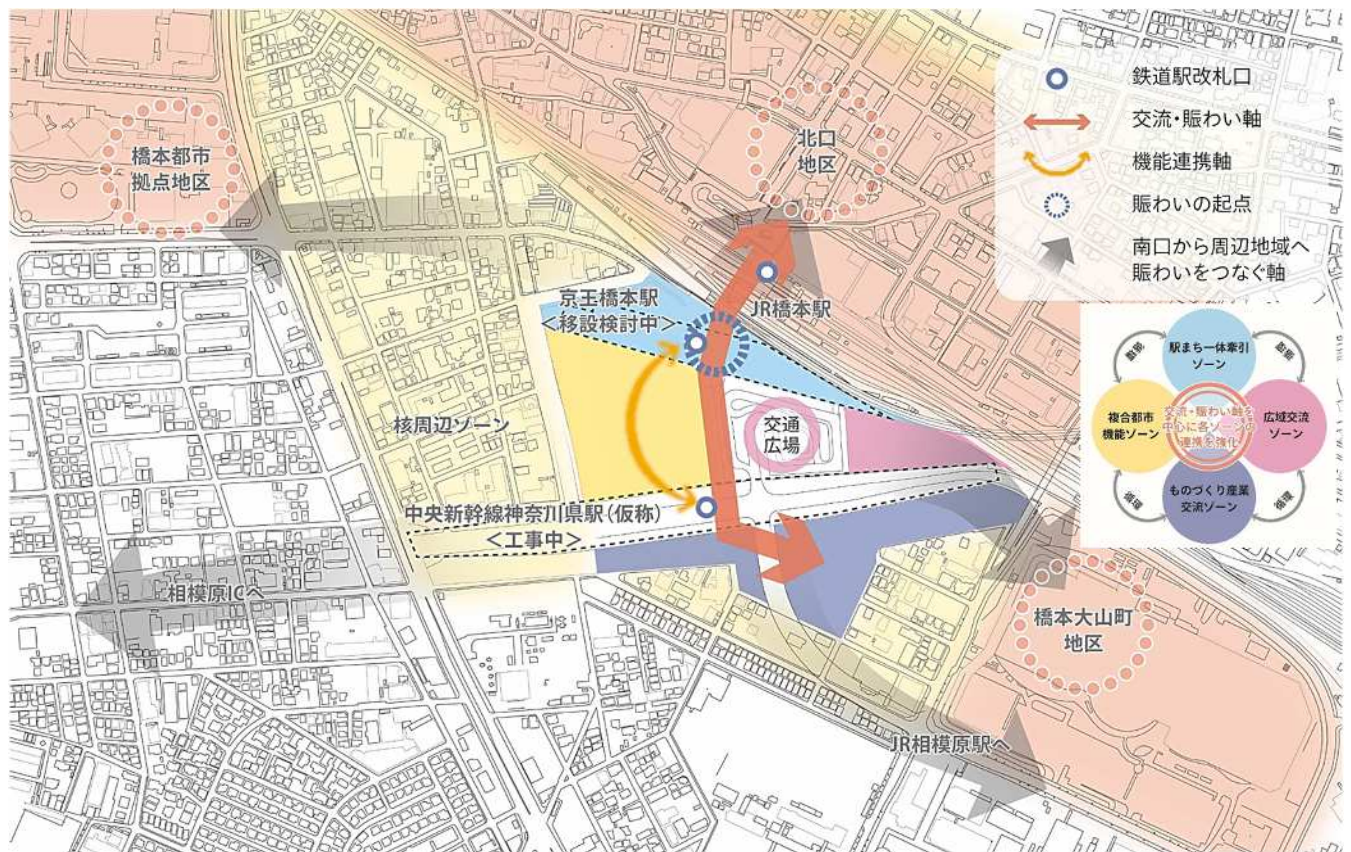
神奈川県駅(仮称)を中心に車で1時間の範囲に約985万人の圏域が形成

【説明内容】

- 次に、仮称神奈川県駅のポテンシャルについてです。
- リニアの神奈川県駅から車で60分の範囲に、
約985万人の圏域が形成される可能性が示されており、
非常に大きなポテンシャルを有しているといえます。

2. 橋本駅南口のまちづくりについて

まちづくりの骨格図



※リニア駅周辺まちづくりガイドラインから引用・加筆

7

【説明内容】

- 次に、橋本駅南口のまちづくりの骨格についてです。
- 駅南口では、相原高校跡地を中心とした敷地において、土地区画整理事業により、交通広場や新たな街区を整備し、土地利用の高度化、都市機能の集積を図ってまいります。
- また、グレーの矢印でお示ししておりますとおり、駅南口から周辺地域をつなぐ軸の一つとして、大西大通り線につきましても、相模原インターチェンジ方面との軸として位置付けているところです。

2. 橋本駅南口のまちづくりについて

コンセプト

リニアでつながる
一歩先の未来を叶えるまち橋本

くらしを変える
先端技術の拠点となる



広域の産業・研究開発機能と連携する拠点を形成し、生活支援技術をはじめとした、先端技術がそばにあるまちを目指します。

新たな価値を
創造する土壌がある



リニアがもたらす人々の交流や活動の圏域の拡大を生かし、まちに集まる多様な人々をつなぎ、出会いの連鎖を引き起こすことで新たな価値を創造します。

環境共生型ライフを
実現できる



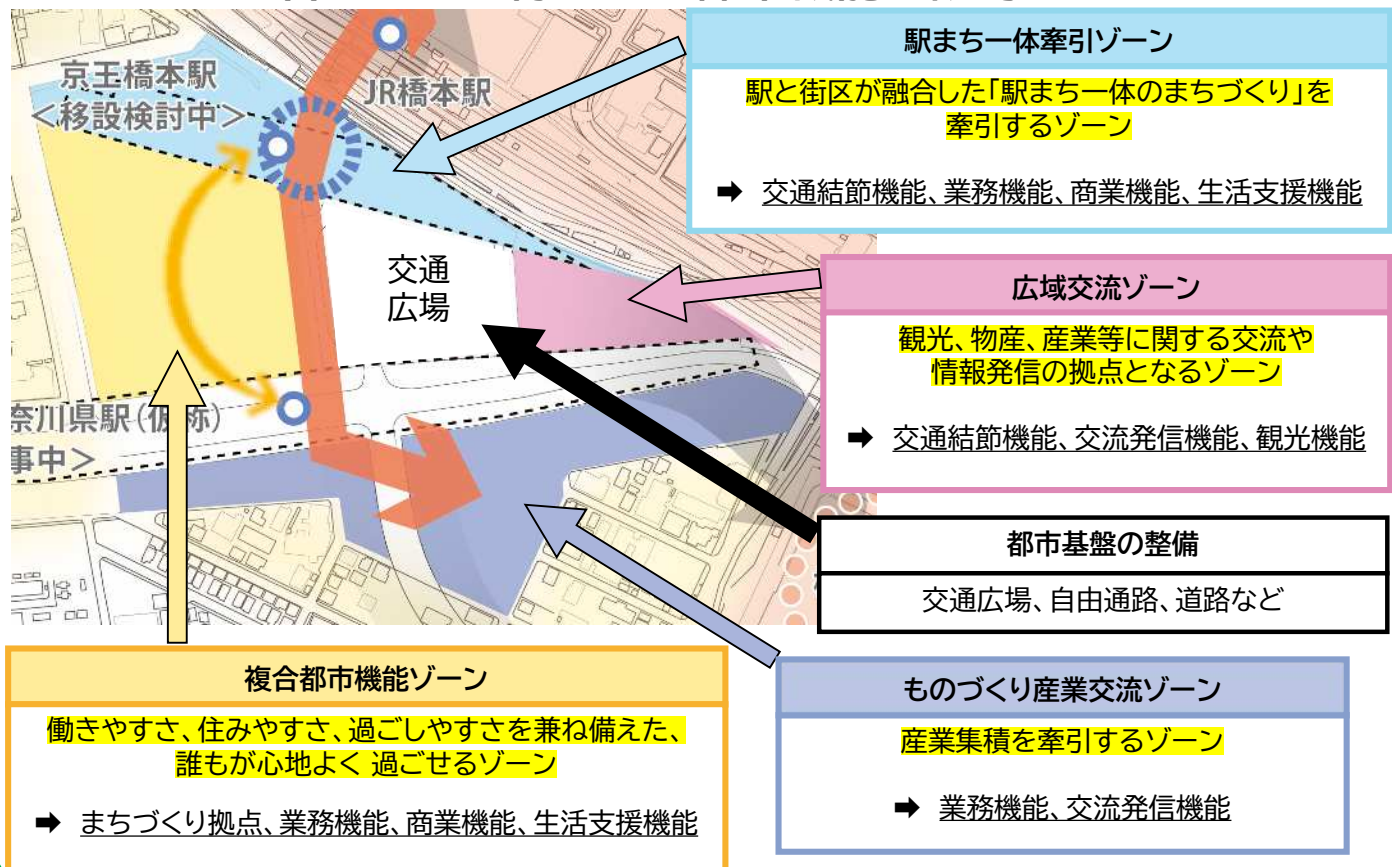
都市部での脱炭素型まちづくりと豊かな自然環境との連携により環境共生型ライフスタイルの実現を目指します。

【説明内容】

- 令和5年11月に策定しました「リニア駅周辺まちづくりガイドライン」では、まちづくりのコンセプトを、「リニアでつながる一歩先の未来を叶えるまち橋本」とし、コンセプトを支えるテーマとして、「くらしを変える先端技術の拠点となる」「新たな価値を創造する土壌がある」、「環境共生型ライフを実現できる」の3つを位置づけています。

2. 橋本駅南口のまちづくりについて

まちづくりの各ゾーンと特色ある都市機能の誘導



9

【説明内容】

- 次に、まちづくりのゾーンについてご説明します。
- 図の中央の太い矢印で描かれております、
鉄道駅と交通広場、南北のまちをつなぐ「交流・連携軸」を中心に、
4つのゾーンを設定しています。
- 水色・黄色・ピンク・紫の各ゾーンごとに、
業務機能や商業機能、交通結節機能、交流・発信機能など、特色のある都市機能を誘導し、
ゾーン間の相乗効果により、まち全体の魅力を高めてまいります。

03

大西大通り線に係る 経過について

【説明内容】

- 続きまして、大西大通り線の経過についてです。

3. 大西大通り線に係る経過について

大西大通り線に係る経過①

時期	内 容
H28. 8	広域交流拠点整備計画策定 ➡「広域連携軸」として圏央道相模原IC方面と橋本駅南口を結ぶアクセス道路の整備方針を位置付け
R3. 9	橋本駅周辺整備推進事業(土地区画整理と大西大通り線以外の周辺道路整備)の概要と実施を決定 ➡ 大西大通り線の起点となる橋本駅南口駅前通り線の概ねの位置を決定
R4. 1	大西大通り線の事業実施、現在の大西大通り線の概ねの位置、都市計画決定までのスケジュールを決定
R4. 2	橋本駅周辺整備推進事業に係る大規模事業評価 ➡ 現在の大西大通り線の概ねの位置を公表

【説明内容】

- 平成28年8月に「広域交流拠点整備計画」を策定し、「広域連携軸」として圏央道相模原インターチェンジ方面と、橋本駅南口を結ぶアクセス道路の整備方針を位置づけました。
- 令和3年9月には、区画整理と大西大通り線以外の周辺道路整備を行う「橋本駅周辺整備推進事業」の実施を決定し、大西大通り線の起点となる橋本駅南口駅前通り線の概ねの位置を決定しました。
- 令和4年1月には、大西大通り線の事業実施と概ねの位置を決定し、都市計画決定までのスケジュールを決定しました。
- 令和4年2月には、大規模事業評価において、現在の大西大通り線の概ねの位置を公表しました。

3. 大西大通り線に係る経過について

大西大通り線に係る経過②

時期	内 容
R4. 6～7	都市計画手続きに向けた事業説明会(近隣住民説明会) ➡ 現在の大西大通り線の位置や形状、断面図等を公表
R4. 8 ～ R5. 3	橋本駅周辺整備推進事業(土地区画整理と大西大通り線を含む 周辺道路整備)に係る都市計画手続き [都市計画説明会～素案の縦覧～公聴会～都市計画原案の作成～ 県知事協議～都市計画原案の公告・縦覧・意見書提出～都市計画審議会]
R5. 3. 7	都市計画決定・告示 ➡ その後、近隣住民説明会や反対する会の皆様との質問会等を 開催 [大西大通り線に特化したもので30回・延べ873人]
R7. 3. 25	市道の路線認定・告示
R7. 4. 11	道路区域の決定(変更)・告示

12

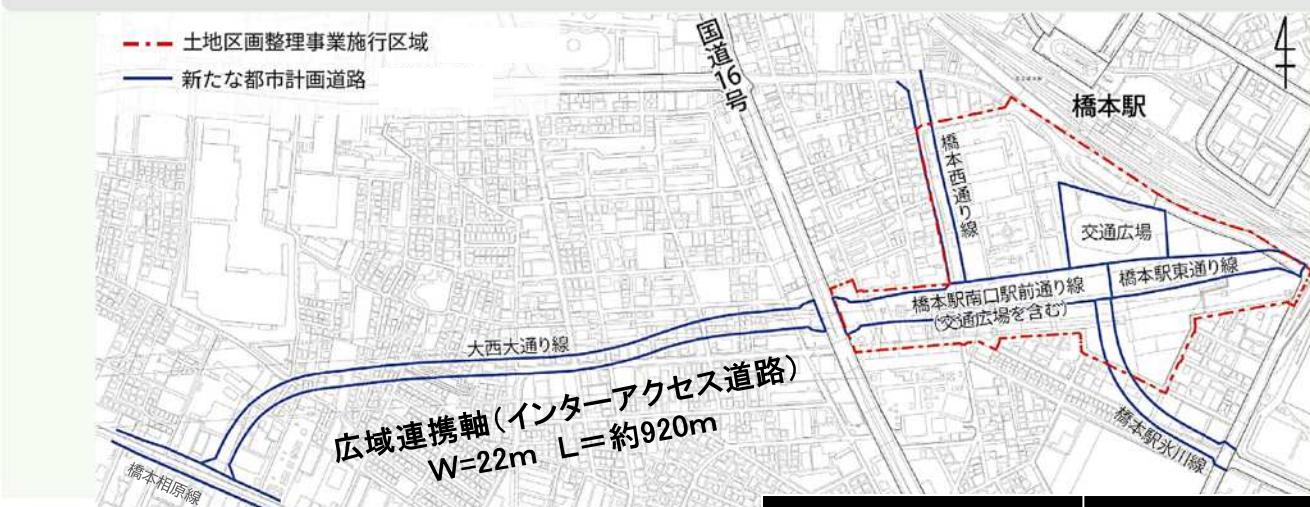
【説明内容】

- その後、令和4年6月から7月にかけて、都市計画手続きに向けた事業説明会を開催し、現在の大西大通り線の位置や形状、断面図等を公表しました。
- 令和4年8月からは、「橋本駅周辺整備推進事業」につきまして、都市計画法に基づき、都市計画説明会から都市計画審議会に至るまで、必要な手続きを経て、令和5年3月7日に、都市計画決定・告示を行いました。
- 以後、大西大通り線に関する近隣住民説明会や、反対する会の皆様との質問会等を適時開催しているところです。
- そして、本年3月には、市議会における議決を経て、道路法に基づく市道として路線の認定を行い、4月には、道路の区域を決定しました。

3. 大西大通り線に係る経過について

橋本駅周辺整備推進事業の概要について

➡土地区画整理事業の区域決定、6つの道路の都市計画決定・変更(令和5年3月)



【3・3・8号大西大通り線】

路線全線の代表幅員22m



路線名	代表幅員
大西大通り線	22.0m
橋本相原線	23.5m※交差点部
橋本西通り線	22.5m
橋本駅南口駅前通り線	49.0m
橋本駅東通り線	49.0m
橋本駅氷川線	22.5m

【説明内容】

- 「橋本駅周辺整備推進事業」については、図の赤い点線で囲った範囲を、土地区画整理事業の施行区域とし、青い線でお示ししている、6つの道路整備を内容としています。
- 大西大通り線は、国道16号の西側に位置し、代表幅員22メートル、延長約920メートルの道路とする計画です。
- 大西大通り線の西側で接続する、橋本相原線につきましては、大西大通り線の整備にあたり、新たな交差点を設けることとなるため、必要な範囲を拡幅する計画としています。

3. 大西大通り線に係る経過について

大西大通り線の必要性①

➡ 圏央道相模原インターチェンジとのアクセス機能を向上させるために必要

リニア中央新幹線



三大都市圏(東京圏、名古屋圏、大阪圏)を結ぶ新たな産業軸

圏央道



首都圏における研究・物流軸

×

「情報・人材・文化」
国内外からの
交流の要衝

橋本駅周辺から相模原インターチェンジ方面への直達性を高めることにより、多くの人や企業を呼び込み、更なる交流を創出するなど、周辺都市間との交流・連携を支える道路として必要。

14

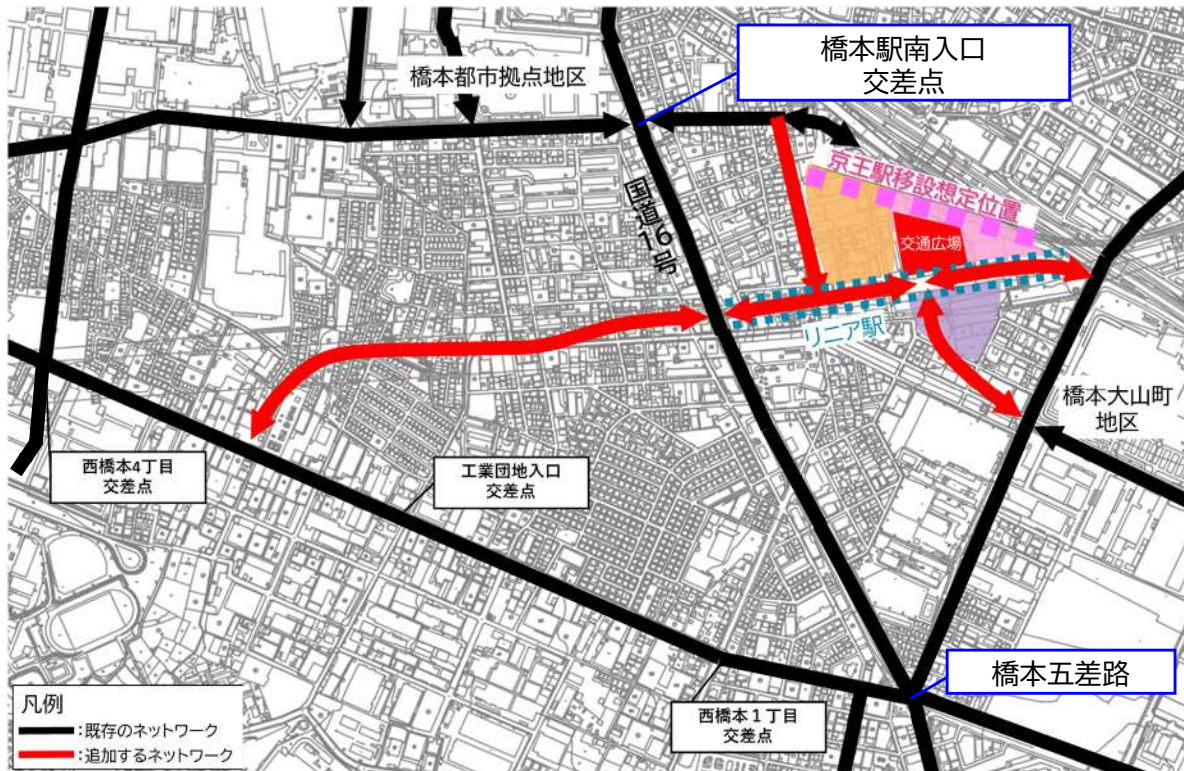
【説明内容】

- 次に、大西大通り線の必要性についてです。
- 必要性の1点目は、圏央道相模原インターチェンジとのアクセス機能の向上です。
- リニア中央新幹線による三大都市圏を結ぶ新たな産業軸と圏央道による首都圏の研究・物流軸が交わる橋本は、国内外からの交流の要衝となり、橋本駅周辺から相模原インターチェンジ方面をつなぐことで、多くの人や企業を呼び込み、更なる交流を創出するなど、交流・連携を支える道路として必要であると考えています。

3. 大西大通り線に係る経過について

大西大通り線の必要性②➡ 周辺道路の交通の円滑化のために必要

現在、駅周辺の道路は慢性的に渋滞しており、今後のまちづくりに起因する交通の増加により、更に負荷をかけることが出来ない。



【説明内容】

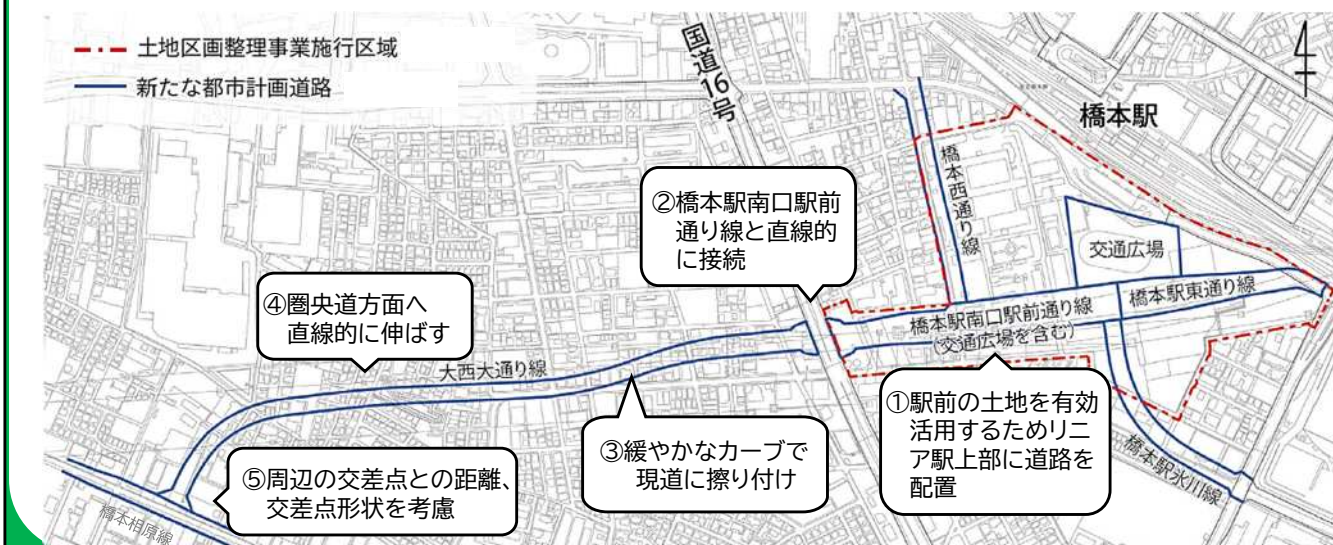
- 2点目は、周辺道路の交通の円滑化です。
- 現在、橋本駅周辺の道路は、 国道16号の橋本五差路から橋本駅南入口交差点が
国の主要渋滞箇所位置付けられるなど、慢性的に渋滞している状況です。
- 今後のまちづくりに起因する交通の増加により、さらなる混雑を招かないよう、
交通を円滑化する必要があります。
- 図の中の黒い線は、既存の都市計画道路又は主要な道路を示しており、
相模原インターチェンジ方面と橋本駅周辺を結ぶ、幹線的な機能が十分でないことから、
周辺道路の交通の円滑化を図るため、大西大通り線が必要であると考えています。

3. 大西大通り線に係る経過について

道路の線形の基本的な考え方

- ・ 道路の構造に関する各種法令に準拠して、幅員などを確保
- ・ 交通管理者(警察)等との協議により安全性と円滑な交通処理を確保
- ・ 経済性(現道の利用や大規模構造物を避ける等)や土地利用を考慮

- ▼ 上記を踏まえて都市計画決定された線形となっている
- ▼ 大西大通り線の線形には国道16号以东の整備方針が影響



16

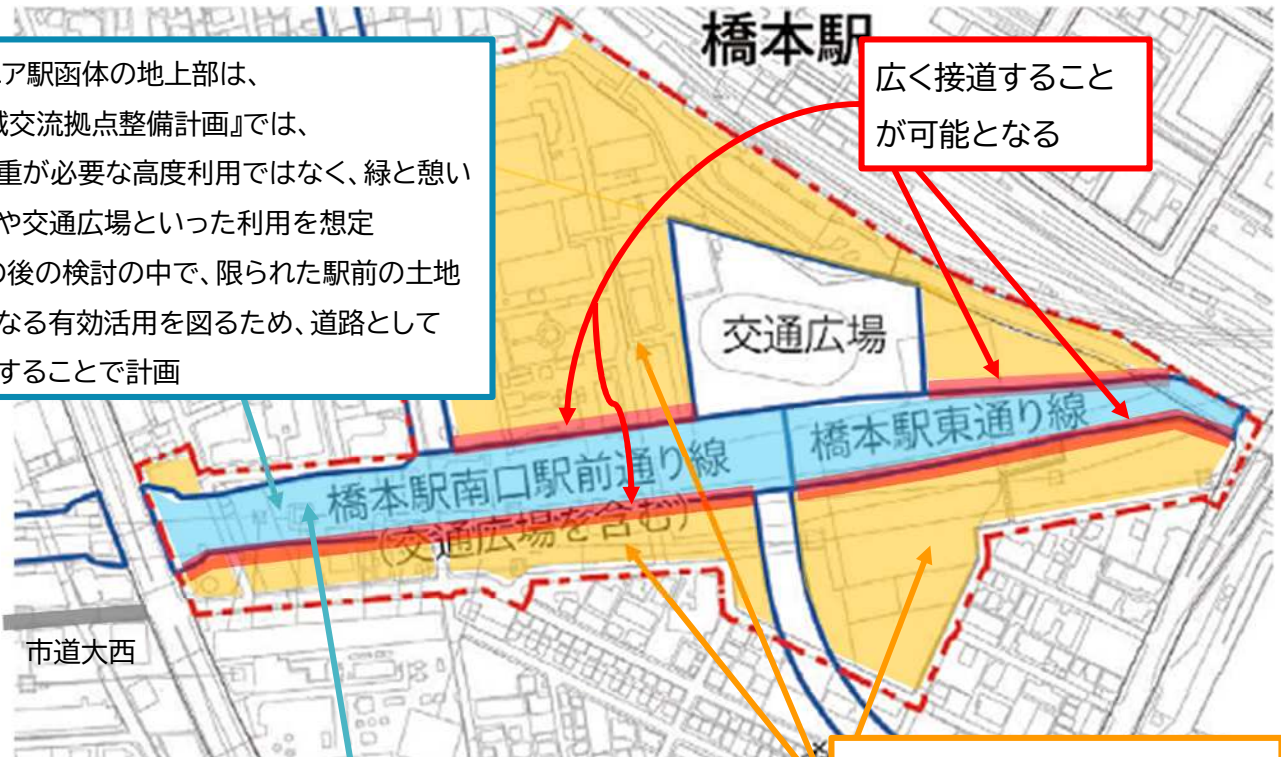
【説明内容】

- 次に、大西大通り線の線形の基本的な考え方についてです。
- 道路の線形は、3つの視点に基づき計画しています。
- 1点目は、道路の構造に関する各種法令に準拠して、幅員などを確保すること。
- 2点目は、交通管理者である警察等との協議により、安全性と円滑な交通処理を確保すること。
- 3点目は、既存の道路や大規模な構造物を避けることなどによる経済性や土地利用を考慮すること。
- 大西大通り線は、これらの点を踏まえて、都市計画決定された線形となっています。
- また、国道16号をはさんで接続する東側の道路の整備方針が影響しています。

3. 大西大通り線に係る経過について

リニア駅上部に道路を配置した考え方

・リニア駅函体の地上部は、『広域交流拠点整備計画』では、耐荷重が必要な高度利用ではなく、緑と憩いの軸や交通広場といった利用を想定
・その後の検討の中で、限られた駅前の土地の更なる有効活用を図るため、道路として利用することで計画



駅前空間における道路の線形を全線にわたり直線的に整備することにより、安全かつ円滑な交通の確保が可能となる

高度利用が図れる土地を広く確保することが可能となる

17

【説明内容】

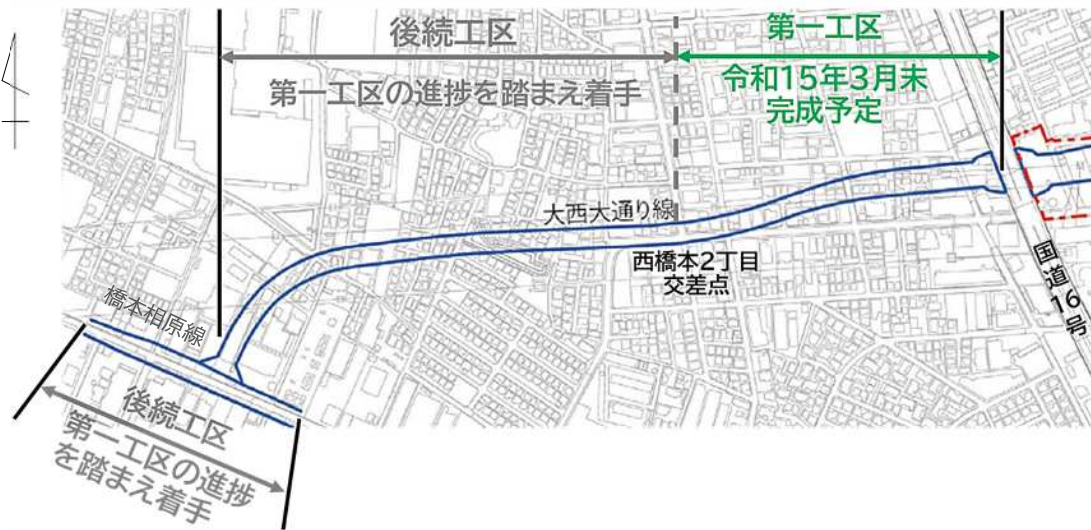
- 次に、リニア駅上部に道路を配置した考え方についてです。
- リニア駅函体の地上部は、「広域交流拠点整備計画」では、耐荷重が必要な高度利用ではなく、緑と憩いの軸や交通広場といった利用を想定していました。
- その後、検討の深度化・具体化を図る中で、限られた駅前の土地の更なる有効活用を図るため、道路として利用することで計画したものです。
- 具体的には、青色で示しているリニア駅の上部は、リニア駅に道路を重ねることにより、黄色で示している部分のように高度利用が図れる土地を広く確保することが可能となるほか、赤色の線で示しておりますとおり、土地が新たな道路に広く接することが可能となります。
- このような考え方により、橋本駅南口駅前通り線と 橋本駅東通り線を、リニア駅上部に配置しています。

3. 大西大通り線に係る経過について

工区分けについて

国道16号から西橋本2丁目交差点までの区間を第一工区として設定し、先行して開通出来るよう、**第一工区について、現在、事業認可申請**を行う調整を進めており、令和15年3月末の完成に向けて事業を進めてまいります。

西橋本2丁目交差点から西側については、橋本相原線の該当箇所も含めて後続工区として、第一工区の進捗状況を踏まえて事業認可申請を行い、事業に着手する予定です。



【説明内容】

- 次に、大西大通り線の工区分けについてです。
- 大西大通り線は工区を分けて段階的に整備します。
- まずは、国道16号から西橋本2丁目交差点までを第一工区として、
現在、事業認可申請を目指しており、令和15年3月末の完成に向けて
事業を進めさせていただきたいと考えています。
- 西橋本2丁目交差点から西側については、後続工区として、
第一工区の進捗状況を踏まえて、事業認可の申請時期を判断する予定です。

04

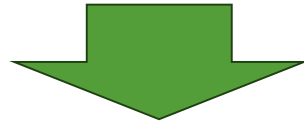
移転先の確保に向けた 支援策について

【説明内容】

- 続きまして、移転先の確保に向けた支援策についてです。

4. 移転先の確保に向けた支援策について

これまで、本事業についての説明会等を行ってきた中で、地権者やお住まいの方から、事業へのご協力をいただくに当たり、移転先の確保について、ご心配・ご不安の声をいただいています。



市では、土地・建物等への適切な補償を行うとともに、移転先となり得る物件情報を提供できる仕組みを構築するため、**令和7年7月3日に**
市内の不動産関係団体の皆様と協定を締結しました。

20

【説明内容】

- これまでの説明会や、戸別訪問等を行ってきた中で、地権者やお住まいの方から、事業へのご協力をいただくに当たり、移転先の確保について、ご心配・ご不安の声をいただいています。
- 市としては、土地・建物等への適切な補償を行うとともに、移転先となり得る物件情報を提供できる仕組みを構築するため、令和7年7月3日に、市内の不動産関係団体の皆様と「不動産情報の提供等に関する協定」を締結しました。

4. 移転先の確保に向けた支援策について

『橋本駅周辺整備推進事業に係る不動産情報の提供等に関する協定』

橋本駅周辺整備推進事業の円滑な推進に向け、事業に係る土地所有者等の関係権利者の皆様に対して、移転先となり得る不動産の情報提供等を行うための協定を締結しました。

(1) 締結先

- (公社)神奈川県宅地建物取引業協会 相模北支部
- (公社)神奈川県宅地建物取引業協会 相模南支部
- (公社)全日本不動産協会 神奈川県本部 さがみ支部

(2) 主な協力内容

- ・関係権利者の希望に応じた不動産情報の提供と契約に向けた相談等
- ・市が関係権利者向けの「個別相談会」を実施する場合の参加協力

(3) 締結日

令和7年7月3日

【説明内容】

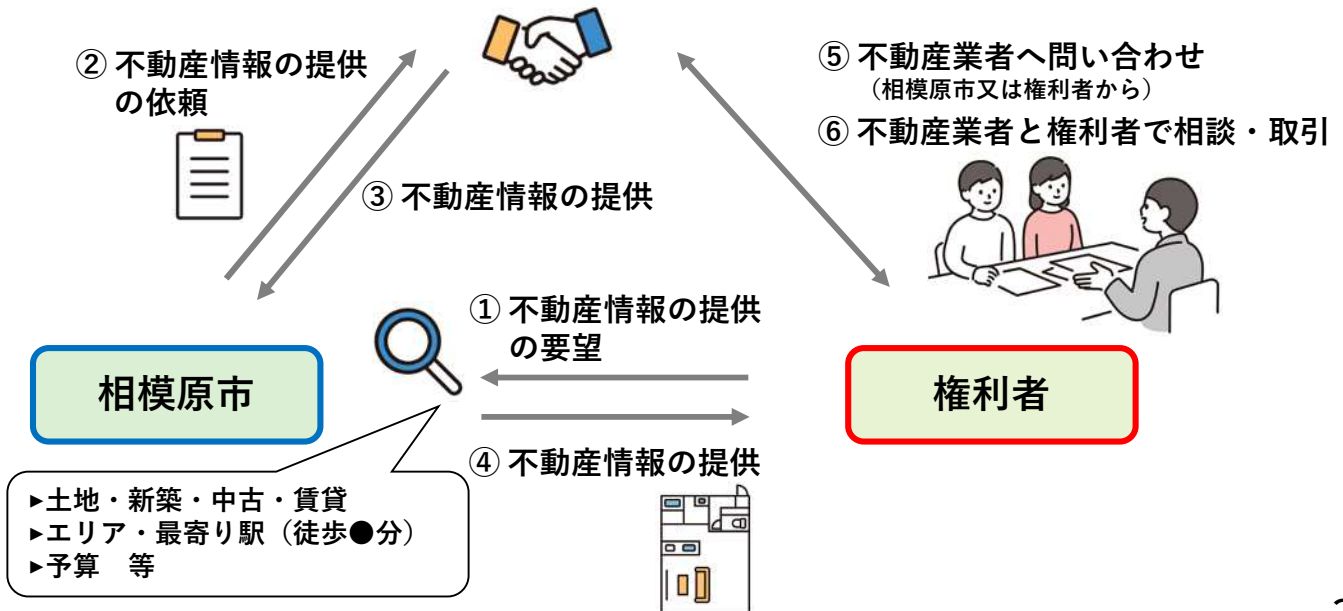
- この協定は、市内の多くの不動産業者の方が加盟する3つの団体と締結させていただきました。
- 主な協力内容としましては、関係権利者の希望に応じた不動産情報の提供と契約に向けた相談に応じていただくほか、市が関係権利者を対象に「個別相談会」を実施する場合に、ご協力をいただくものになります。

4. 移転先の確保に向けた支援策について

『橋本駅周辺整備推進事業に係る不動産情報の提供等に関する協定』

不動産情報提供のイメージ

締結先 = 各協会（不動産業者で構成）



22

【説明内容】

- 不動産情報提供のイメージは、こちらの図のように、
- はじめに、①として、権利者の方(かた)から市に対し、
情報提供を受けたい旨のご要望をいただきます。
ご要望の際は、新築・中古、エリアやご予算など、ご希望の条件をお聴きします。
- 次に、②として、いただいた条件をもとに、市から不動産協会に対し、
情報提供の依頼を行い、③として、不動産協会から市へ情報の提供をいただきます。
- 次に、④として、③でいただいた情報を、市から権利者の方に提供し、
⑤として、市または権利者の方から、不動産業者へお問い合わせをし、
⑥として、ご契約に向けた相談や取引を行っていただきます。

4. 移転先の確保に向けた支援策について

『東急不動産株式会社との包括連携協定』

令和7年6月25日に

東急不動産(株)と包括連携協定※を締結しました。

※市では、民間ノウハウの活用により地域課題の解決を図り、地域の活性化や市民サービスの向上を目指すことを目的として、市内外を問わず民間事業者等との包括的な連携を推進しています。

〔主な協力内容〕

・まちづくりに関すること

・SDGsに関すること

・防災・災害時支援に関すること ほか全9項目



潤水都市 さがみはら



『まちづくりに関すること』の取組の中で、橋本駅周辺整備推進事業における移転の支援についても連携を図ってまいります。

【説明内容】

- 次に、「東急不動産株式会社との包括連携協定」についてです。
- 令和7年6月25日に、相模原市と東急不動産株式会社において、包括連携協定を締結しました。
- 包括連携協定とは、民間のノウハウを活用して、地域課題の解決を図り、地域の活性化や市民サービスの向上を目的とするものです。
- 今回の協定では、主な協力内容として、
「まちづくりに関すること」という項目を盛り込み、
この中で、橋本駅周辺整備事業における、移転の支援についても、
連携を図ってまいります。

05

今後の予定について

【説明内容】

- 続きまして、事業の最近の動きと今後の予定についてです。

5. 今後の予定について

事業の最近の動きと今後の予定について

(1) 最近の動き

- ▶ 職員による戸別訪問を実施し、事業のご説明や、ご不安に思われている事、用地測量実施のご意向等をお伺いしました。

(2) 地権者の方々に対する今後の対応

- ▶ 引き続き、職員による戸別訪問を通じて、事業のご説明や、ご不安に思われている事などをお伺いします。
- ▶ ご承諾いただいた方の土地について用地測量を実施します。
- ▶ 第一工区の測量がお済の方の中からご意向を確認の上、順次、補償調査を実施し、補償費の金額をお伝えします。
- ▶ 第一工区に係る事業認可の申請を行う調整を進めます。

皆様のご理解・ご協力をお願いいたします

25

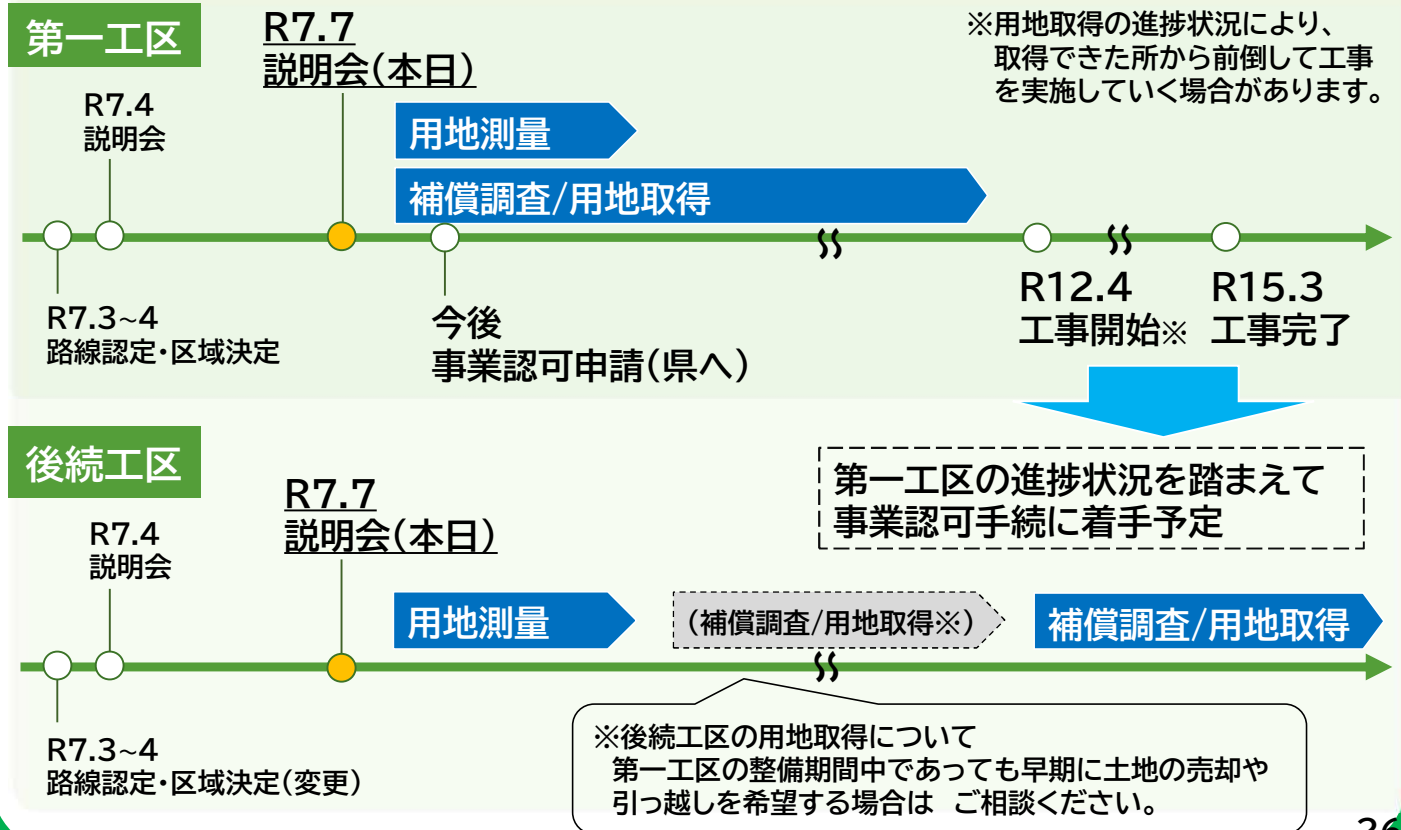
【説明内容】

- 最近の動きとしましては、本年5月から、職員による戸別訪問を実施し、事業のご説明をするとともに、ご不安に思われている事や、用地測量の実施のご意向をお伺いしました。
- 地権者の方々に対する今後の対応としては、引き続き、職員による戸別訪問を通じて、事業のご説明やご不安に思われている事などを伺ってまいります。
- また、用地測量にご承諾いただいた方の土地について、測量を実施します。
- 第一工区の測量がお済の方につきましては、補償調査のご意向を確認の上、順次、調査を実施し、補償費の金額をお伝えします。
- さらに、第一工区に係る事業認可の申請を行う調整を進めてまいります。
- 引き続き、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

5. 今後の予定について

事業スケジュール

- 事業の節目において適宜説明会を開催します。
- 引き続き、職員による戸別訪問を実施します。



26

【説明内容】

- こちらの図は、第一工区と後続工区、それぞれのスケジュールを整理したものです。
- 上段の、第一工区については、用地測量や補償調査のご意向を確認の上、順次、実施してまいります。
- また、事業認可の申請については、県への申請を目指して調整を進めてまいります。
- 工事については、令和12年4月には開始し、令和15年3月には完了したいと考えています。
- このスケジュールのもと、用地をお譲りいただけるようお願いしてまいりたいと考えています。
- 続きまして、下段の後続工区については、第一工区の進捗状況を踏まえて事業認可手続に着手する予定です。
- 用地測量については、第一工区と同様に、ご承諾いただけた方について実施します。
- 第一工区の整備期間中であっても、後続工区の地権者の方で、早期に土地の売却や引っ越しを希望する場合は、リニア拠点整備事務所へご相談ください。

06

戸別訪問等でいただいた ご意見・ご心配事・ご質問 について

【説明内容】

- 続きまして、戸別訪問等でいただいたご意見・ご心配事・ご質問についてです。

6. 戸別訪問等でいただいたご意見・ご心配事・ご質問について

戸別訪問の実施状況

(1) 日程

令和7年5月14日(水) から開始

(2) 対象

大西大通り線予定地に該当する地権者の皆様

(3) 訪問目的

事業内容のご説明、事業に対するご意見・ご心配事などの聴き取り、
用地測量等のご意向確認 など

(4) 訪問状況（お話の機会をいただいた割合） ※7月8日時点

第一工区 41 / 59画地 (69.5%)

後続工区 58 / 91画地 (63.7%)

全体 99 / 150画地 (66.0%)

画地：「筆」ではなく土地の利用上、
一体となっている土地のことをいいます。

【説明内容】

- 本年5月14日より、大西大通り線予定地に該当する地権者の皆様のもとに、戸別訪問をさせていただいています。
- 訪問の目的は、大西大通り線に関するご説明や、ご意見・ご心配事のお伺いに加え、用地測量に関するご意向の確認などです。
- 7月8日の時点で、全体の約6割を超える方とお話する機会をいただきました。
- この場をお借りしまして、戸別訪問へのご協力に感謝申し上げます。

6. 戸別訪問等でいただいたご意見・ご心配事・ご質問について

ご意見やご心配事の主な内容①

項目	内 容
ご移転	高齢なので引っ越しできない。
	今住んでいる場所が便利。ここに住み続けたい。
	代替地の用意がなく立ち退きの話をするから住民は反発している。
	移転先の不安が大きい。今と同程度の物件が見つかるか不安。
	JR東日本の社宅を市が買い取って、住民に提供すればよかった。
	代替地を求める人もいるが、自分で探したい人も相当数いると思う。
	JR東日本の社宅の場所にできるマンションに引っ越したい。
	移転先の情報提供や不動産関係団体に相談できると安心できる。
	後続工区だが早く補償費を知って移転などを考えたい。年齢的に今なら動ける。
事業の 進め方	リニアの話だけと思っていたら、後から道路ができるから移転しろと言われても納得できるわけがない。だまされた気持ち。
	中途半端になっている他の道路を先に整備するべき。
	リニアの開業が遅れている中、今動くべきこととは思えない。

【説明内容】

- 次に、戸別訪問でいただいたご意見、ご心配事についてです。
- 皆様方からは、様々のご意見をいただいたところですが、
比較のご意見の多かった項目について、一部抜粋してご紹介させていただきます。
- はじめに、ご移転に関するご意見としましては、「高齢なので引っ越しできない」
「移転先の不安が大きい」といったご不安や、
移転先の確保を求めるご意見をいただきました。
- 先ほどご紹介した不動産情報の提供など、移転先の確保に向けた支援について、
取り組んでまいります。
- 次に、事業の進め方に関するご意見としましては、「中途半端になっている他の道路
を先に整備するべき」、「リニアの開業が遅れている中、今動くべきとは思えない」
といったご意見をいただきました。

6. 戸別訪問等でいただいたご意見・ご心配事・ご質問について

ご意見やご心配事の主な内容②

項目	内 容
市の姿勢 や説明	自分が同じ立場になったらどうするか考えてほしい。
	市の説明会は『説明会』ではない。『説得会』になっている。
	市の説明には数値がない。だから合理的な説明になっていない。
戸別訪問	説明会よりも戸別訪問の方が、個々の地権者にとっては、聞きたいことが聞けてありがたい。
	測量や補償、スケジュールなど、話を聞いていくつか安心できた。
測量・ 補償等	用地測量や補償調査は今後の判断のために必要なこと。
	道路予定地にどれほど該当するのか心配なので測量は同意する。
	事業スケジュールや補償の説明など判断するための話を聞きたい。
	市に協力した場合、貴重な収入源がなくなり、不安である。
	道路用地にならずに残った土地も、市に買ってほしい。
その他	事業がとん挫しないか心配である。
	市の方針が変わることがないようにしてほしい。

30

【説明内容】

- 次に、市の姿勢や説明に関するご意見としましては、「市の説明会は説得会になっている」、「合理的な説明になっていない」といったご意見をいただいています。
- 事業の進め方や、市の姿勢・説明に関しましては、いただいたご意見を真摯に受け止め、皆様にご理解・ご協力をいただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。
- 次に、戸別訪問の取組に関するご意見としましては、「説明会よりも聞きたいことが聞けてありがたい」といったご意見をいただきました。
- 用地測量や補償に関するスケジュールにつきましては、
個々のご事情に応じて、きめ細かな対応を心掛けてまいります。
- 次に、用地測量・補償調査等に関するご意見といたしましては、「今後の判断のために必要」、「話を聞きたい」とのご意見のほか、「市に協力すると収入源がなくなってしまう」というご不安や、「道路用地にならずに残った土地の買取」に関するご要望の声をいただきました。
- その他のご意見といたしましては、事業の進捗や市の方針を心配するご意見をいただきました。

6. 戸別訪問等でいただいたご意見・ご心配事・ご質問について

ご質問の主な内容①

●橋本駅南口のまちづくりについて

Q：まちづくりの絵姿が見えない。

A：令和5年11月にリニア駅周辺まちづくりガイドラインを策定し、まちづくりのゾーン毎にイメージをお示ししました。今後、皆様とまちづくりの絵姿をしっかりと共有できるよう取り組んでまいります。

Q：リニアの開業も遅れると聞いており、駅周辺や道路の整備を急ぐ必要はないのではないか。

A：橋本駅南口のまちづくりは、令和17年度に事業完了する計画としており、令和15年頃には、エリアの一部が開発されている状況を想定しています。
リニアの開業時期は明示されていませんが、大西大通り線は、まちづくりと併せて着実な整備が必要であると考えています。

31

【説明内容】

- 続いて、戸別訪問等でいただいた主なご質問につきまして、市の回答をご説明させていただきます。
- はじめに、「橋本駅南口のまちづくりの絵姿が見えない。」というご質問につきましては、「リニア駅周辺まちづくりガイドライン」においてゾーン毎のイメージをお示ししていますが、今後、まちづくりの絵姿を皆様と共有できるよう取り組んでまいります。
- 次に、「リニアの開業も遅れると聞いており、駅周辺や道路の整備を急ぐ必要はないのではないか。」というご質問につきましては、
駅南口のまちづくりは、令和17年度に事業完了を見込み、令和15年頃には、エリアの一部が開発されている状況を想定しており、リニアの開業時期は明示されていないものの、大西大通り線は、まちづくりと併せて着実な整備が必要であると考えています。

6. 戸別訪問等でいただいたご意見・ご心配事・ご質問について

ご質問の主な内容②

●大西大通り線の必要性について

Q：現在の「市道大西」を拡幅すれば良いのではないか。

A：市道大西（現道）を活用する場合、国道16号をはさんで駅南口につながる橋本駅南口駅前通り線と直線的な接続ができず、交通の安全性や円滑性の点で課題が生じるため、現在の線形で都市計画決定したものです。

●リニア拠点整備事務所について

Q：この4月にリニア拠点整備事務所を立ち上げた理由は。

A：皆様と対話をして事業を進めたいとの思いから、組織を立ち上げました。今後も、皆様のご意見・ご心配事・ご要望等をお伺いしながら事業を進めてまいります。
現在、事務所は市役所本庁舎にありますが、いずれは皆様により近い場所に対応したいと考えています。

32

【説明内容】

○ 次に、「現在の「市道大西」を拡幅すれば良いのではないか。」

というご質問につきましては、市道大西（現道）を活用する場合、国道16号を挟んで

駅南口につながる橋本駅南口駅前通り線と直線的に接続できず、

交通の安全性や円滑性の点で課題が生じるため、現在の線形で都市計画決定したものです。

○ 次に、「この4月にリニア拠点整備事務所を立ち上げた理由は。」というご質問につきましては、

皆様と対話をして事業を進めたいとの思いから組織を立ち上げたもので、

今後も、ご意見等をお伺いしながら事業を進めてまいります。

なお、現在は市役所本庁舎にありますが、いずれは皆様により近い場所で

対応したいと考えています。

6. 戸別訪問等でいただいたご意見・ご心配事・ご質問について

ご質問の主な内容③

●用地測量・補償について

Q：用地測量や補償調査に協力すると、売買に合意したことになるのか。

A：用地測量や補償調査にご協力いただくことと、市との売買契約への合意は別のものです。売買契約に当たっては別途ご相談させていただきます。

Q：用地測量から補償金の概算価格提示までにはどのくらいの時間がかかるのか。

A：スケジュールの概ねの目安は以下のとおりです。

- ・用地測量実施～結果報告： 半年～1年程度
- ・補償調査～概算価格提示： 半年～1年程度

【説明内容】

- 次に、「用地測量や補償調査に協力すると、売買に合意したことになるのか。」というご質問につきましては、用地測量や補償調査にご協力いただくことと、市との売買契約への合意は別のもので、売買契約に当たっては別途ご相談させていただきます。
- 次に、「用地測量から補償金の概算価格提示までにはどのくらいの時間がかかるのか。」というご質問につきましては、スケジュールの概ねの目安としまして、用地測量の実施から結果のご報告までに、半年～1年程度、補償調査の実施から概算価格のご提示までに、同じく半年～1年程度を見込んでいます。

6. 戸別訪問等でいただいたご意見・ご心配事・ご質問について

ご質問の主な内容④

●用地測量・補償について

Q：後続工区も用地測量・補償調査をしてもらえるのか。

A：用地測量は、ご同意いただいた方を対象に順次、実施します。
補償調査は、第一工区で測量済の方から実施しますが、
早期に土地の売却やお引越し等をご希望の場合はご相談
ください。

Q：建物の解体は自分で行うのか。解体費は出るのか。

A：ご移転に当たって建物の除却が必要な場合、建物の解体は、
所有者ご自身に行っていただきますが、ご心配事はご相談
ください。
なお、解体費は建物の補償費に含み、お支払いします。

Q：一部のみ道路にあたる場合、残地も買取してもらえるのか。

A：基準に照らし、要件を満たす場合は買取が可能です。

34

【説明内容】

- 次に、「後続工区も用地測量・補償調査をしてもらえるか。」というご質問につきましては、
用地測量は、ご同意いただいた方を対象に順次実施し、
補償調査は、第一工区で測量済の方から実施することとしています。
後続工区の方で、早期に土地の売却やお引越し等をご希望の場合は
ご相談くださるようお願いします。
- 次に、「建物の解体は自分で行うのか。解体費は出るのか。」というご質問につきましては、
ご移転に当たって必要となる建物の解体は、所有者ご自身に行っていただきますが、
ご心配事などがございましたら、ご相談くださるようお願いします。
また、解体費は建物の補償費に含み、お支払いします。
- 次に、「一部のみ道路にあたる場合、残地も買取してもらえるのか。」
というご質問につきましては、
基準に照らし、要件を満たす場合は買取が可能となります。

6. 戸別訪問等でいただいたご意見・ご心配事・ご質問について

ご質問の主な内容⑤

●用地測量の法令根拠について

Q：何の法令に基づいて測量ができるのか。

A：道路法第66条の規定により、土地をお使いの方に通知することで、その土地に立ち入って測量を実施することが可能となっていますが、引き続き、測量の趣旨をご説明し、同意をいただいた上で実施させていただきたいと考えています。

Q：事業認可取得前には測量ができないのではないかと。

A：事業認可取得前に測量を実施することは可能です。

【説明内容】

- 次に、用地測量につきまして、「何の法令に基づいて測量ができるのか。」

というご質問につきましては、道路法第66条の規定により、土地をお使いの方に通知することで、その土地に立ち入って測量を実施することが可能となっておりますが、市としましては、引き続き、測量の趣旨をご説明し、同意をいただいた上で実施させていただきたいと考えています。

- 最後に、「事業認可取得前には測量ができないのではないかと。」というご質問につきましては、事業認可取得前に測量を実施することは可能となっております。
なお、こちらの質問につきましては、本年4月の近隣住民説明会でいただいたご質問となっており、改めて本日、皆様に回答を共有させていただくものです。

ご説明は以上でございます

【説明内容】

○ 以上を持ちまして、都市計画道路事業 大西大通り線に関する説明を終わります。

ご清聴ありがとうございました。